

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
1の表 略			1の表 略		
2 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により譲与された道路又は河川等の使用料及び河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川の土地占用料			2 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により譲与された道路又は河川等の使用料及び河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川の土地占用料		
区分	単位	金額 (円)	区分	単位	金額 (円)
工作物を敷設するために使用するもの及び原形で使用するもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	工作物を敷設するために使用するもの	1平方メートルにつき1年	210
我孫子市道路占用料条例別表の占用物件の欄に掲げるもの	我孫子市道路占用料条例の例により算出した道路占用料の額に相当する額		原形で使用するもの	1平方メートルにつき1年	160
			電柱類（支線及び支線柱を含む。）	1本につき1年	1,100
			鉄塔	1平方メートル	1,300

		一トルにつき 1年	
諸管の埋設及び架設	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	80
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		160
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		390
	外径が1.0メートル以上のもの		800
軌道の敷設			600

備考

- 1 使用し、若しくは占有する面積が1平方メートル未満のと

備考

- 1 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 2 使用し、若しくは占有する面積が1平方メートル未満のと

き 又は その面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。

3 略

4 略

5 使用又は占用の期間が 1 月未満のものについての使用料及び土地占用料の額は、この表により算定した額に、使用させること又は占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6 市民の福祉又は便益上欠くことのできない理由による使用又は占有については、使用料及び土地占用料を徴収しない。

3 の表 略

き 若しくは その面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき、又は使用し、若しくは占有する物件の長さが 1 メートル未満のとき若しくはその長さに 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。

2 略

3 略

3 の表 略

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料及び占有に係る土地占用料から適用する。